

社会福祉法人光信会役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、役員等報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 理事長に月額 150,000円 を報酬として支給する。

2 業務執行理事に月額 100,000円 を報酬として支給する。

3 1及び2項以外の役員及び評議員は、原則無報酬とし費用弁償を支払う。

4 当法人の本部・施設・事業所等に勤務し、給与所得がある場合は、役員等報酬は支給しない。

5 一か月間、勤務実態の無い場合は、支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、銀行振り込みにより毎月25日に支給する。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

但し、平成23年4月1日から適用する。

2. この規程は、平成26年3月28日に改正し、平成26年4月1日から施行する

3. この規程は、平成28年10月26日に改正し、平成29年4月1日から施行する

4. この規程は、令和2年1月27日に改正し、令和2年2月1日から施行する